

令和 8 年 10 月 15 日
日本原燃株式会社

原子燃料サイクル事業の現在の状況について

1. 新規制基準への対応状況

<再処理事業>

- ・新規制基準に係る設計及び工事の計画に係る認可(設工認)を、2 分割で申請。
第 1 回申請(令和 2 年 12 月 24 日付け)は、令和 4 年 12 月 21 日に認可済み。
第 2 回申請(令和 4 年 12 月 26 日付け)は、原子力規制委員会において内容を審査中。
(令和 8 年 6 月 8 日の審査会合で、「説明の全体計画」に基づく全項目の説明を終了。)

<高レベル放射性廃棄物管理事業>

- ・新規制基準に係る設工認を、一括で申請。
再処理事業の第 2 回申請(令和 4 年 12 月 26 日付け)とあわせて提出し、原子力規制委員会において内容を審査中。
(令和 8 年 6 月 8 日の審査会合で、「説明の全体計画」に基づく全項目の説明を終了。)

<MOX 燃料加工事業>

- ・新規制基準に係る設工認を、4 分割で申請予定。
第 1 回申請(令和 2 年 12 月 24 日付け)は、令和 4 年 9 月 14 日に認可済み。
第 2 回申請(令和 5 年 2 月 28 日付け)は、令和 7 年 3 月 25 日に認可済み。
第 3 回申請(令和 7 年 7 月 7 日付け)は、令和 8 年 5 月 26 日に認可済み。
第 4 回申請に向けて準備中。

2. ウラン濃縮事業

(1) 運転状況

- ・RE-2A: 令和 7 年 11 月 20 日より 150tSWU/年規模で濃縮ウランを生産中。

3. 低レベル放射性廃棄物埋設事業

(1) 低レベル放射性廃棄物受入れ・埋設実績

受入れ時期 等		受入れ本数	埋設本数 ^{※1}
令和 8 年 4 月～ 令和 8 年 9 月末までの実績	1 号埋設施設	3,112 本	3,520 本
	2 号埋設施設 ^{※2}		
	3 号埋設施設	2,064 本	2,000 本
合計		5,176 本	5,520 本

※1 受入れ時期等により工程上、前年度受入れ分を当年度に埋設する場合や当年度受入れ分を次年度に埋設する場合がある。[埋設本数内訳: 令和 7 年度以前受入れ分 1,888 本、令和 8 年度受入れ分 3,632 本]

※2 令和 7 年 5 月 9 日に廃棄体の埋設が完了した。

(2) 令和 8 年度 低レベル放射性廃棄物の輸送実績 (令和 8 年 9 月末現在)

下表のとおり、低レベル放射性廃棄物の輸送が終了した。

受入れ日	搬出側施設名	数 量
第 3 回 令和 8 年 7 月 1 日～3 日	中国電力(株) 島根原子力発電所	72 本(1 号埋設) 1,064 本(3 号埋設)
第 4 回 令和 8 年 9 月 14 日～16 日	関西電力(株) 高浜発電所	600 本(1 号埋設) 1,000 本(3 号埋設)
第 1 回、第 2 回の実績	東京電力(株)、北陸電力(株)	1号埋設対象廃棄物 2,440 本 3号埋設対象廃棄物 0 本
合計	5,176 本	1号埋設対象廃棄物 3,112 本 3号埋設対象廃棄物 2,064 本

4. 高レベル放射性廃棄物管理事業

(1) 返還ガラス固化体受入れ・管理実績

受入れ時期	受入れ本数	管理本数
令和 8 年 4 月～令和 8 年 9 月末までの実績	0 本	0 本

5. 再処理事業

(1) 工事の進捗状況(令和 8 年 9 月末現在)

再処理施設本体工事進捗率 約 99%

(2) アクティブ試験の進捗率(令和 8 年 9 月末現在)

総合進捗率 約 96%

(3) 使用済燃料受入れ量、再処理量

受入れ時期 等		受入れ量		再処理量	
令和 8 年 4 月～ 令和 8 年 9 月末までの実績	PWR	0 体	0 トン U	0 体	0 トン U
	BWR	0 体	0 トン U	0 体	0 トン U
合計		0 体	0 トン U	0 体	0 トン U

6. MOX 燃料加工事業

(1) 工事の進捗状況(令和 8 年 9 月末現在)

工事進捗率 約 75%

7. トラブル等一覧

(1) 再処理事業所 個人の信頼性確認有効期限の管理不備について

件名	再処理事業所 個人の信頼性確認有効期限の管理不備について
日時	令和 8 年 3 月 26 日(木)
場所	再処理事業所
事象概要	「個人の信頼性確認(※1)」の担当者が、個人の信頼性確認検査の更新申請に係る書類を確認していたところ、対象者の信頼性有効期間の設定に誤りがあることが判明した。 対象者は 2018 年 9 月 11 日に他の原子力施設で個人の信頼性確認を受検し、2018 年 10 月 18 日に合格した。その有効期間内である 2021 年 7 月 16 日に移籍先の日本原燃再処理施設の個人の信頼性確認を受検し、同年 7 月 20 日に承認された。 当時の担当者は個人の信頼性確認に必要な個人情報の一部が他の原子力施設から提供されているため、信頼性有効期間は他の原子力施設のものを引継ぎ、2023 年 10 月 17 日とすべきところ、2026 年 7 月 19 日(再処理施設の個人の信頼性確認の承認日から 5 年後)と誤って設定した。 対象者は 2023 年 10 月から 2026 年 3 月までの間に、現場パトロールのため防護区域内へ 13 回入域していたことが出入管理システム等の履歴から判明した。 なお、他の原子力施設から個人情報の提供を受けている者(530 名)の信頼性有効期間を調査した結果、対象者以外に誤りはなかった。 (※1) 原子力規制庁の規則に基づく、妨害破壊行為や核物質・機微情報の窃取行為の防止強化対策であり、再処理工場内の防護区域に常時入域する者に対して、事前に本人確認、適正検査、薬物検査、アルコール検査、個人面接などを行うこと。
原因	当時の運用システムでは、新規の受検者の有効期限は、自動で 5 年間で付与されるが、当該者のように他の原子力施設の信頼性確認に使用した情報を共有した方は有効期限を修正する必要があり、その修正がされていなかった。
対応	個人の信頼性確認の管理を行うシステムは 2021 年 3 月 11 月に旧システムから移行し、運用されている。移行後の新システムでは、情報を共有する場合、提供元から受信した信頼性有効期間と共に証明書類のイメージデータをシステムに登録するという作業の流れとなり、信頼性有効期間等の情報の誤入力を防止している。 さらに、他原子力施設からの提供情報を含む全ての入力内容のチェックは入力者以外の 2 名が実施するなど多重化されており、今回の類似事象の発生を防止する仕組みとなっている。(2021 年 11 月実施済み。) 新システム移行後の個人の信頼性確認において情報共有における類似事象が発生していないことを確認した。

以 上